

第1回横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会 議 事 録

- 日 時
平成17年10月16日(日) 午後1時から3時まで
- 場 所
横浜市庁舎5階 特別会議室
- 出席者等
 - (1) 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員(50音順) 5人
井上光昭委員、関一平委員、橋本廸生委員、松岡美子委員、矢野聡委員
 - (2) 事務局(横浜市衛生局)
地域医療政策部長、医療政策課長、医療政策担当課長、救急・災害医療担当課長 外6人
 - (3) 傍聴者
6人

1 開 会 (司会:横浜市衛生局地域医療政策課 担当係長)

2 挨 拶 (地域医療政策部長)

3 委員紹介

4 委員会趣旨及び横浜市救急医療センター概要の説明

5 委員長選出
互選により、矢野委員を委員長に選出

6 議 事

(1) 議事の公開について

- ・事務局から本委員会は横浜市審議会等には該当しないが、「横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱」を準用するとの考えに立ち、会議の公開が原則となる。ただし、「横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会要綱」第8条で、会議の一部又は全部の非公開を、本委員会が決定することができる旨を説明した。
- ・委員から、今回の委員会は、個別審査ではなく、総論として評価方法等を審議する場であるから公開で行い、2回目のヒアリング、3回目の審議は、具体的な個別審議にかかることで、自由な議論をおこなうためには、非公開としたらよいと意見が出された。また、2回目の指定管理応募者のプレゼンテーションについても、これは応募者が考えてきた一種のビジネスモデルの提案だから、仮に選考から外れたとしても、これを公開することは提案者の利益を害するから、非公開とすべきだとの意見が出された。
- ・以上の議論を踏まえて、委員長が、①総論として評価方法等を審議する今回は公開で、②次回以降については、自由な審議、応募者の利益のために非公開とし、③議事録の公開によって委員会自体の透明性を確保する旨の提案がされ、委員会の意見として了承された。

(2) 選定スケジュールについて

- ・事務局から選定スケジュールについての説明がされた。
- ・委員長から、第2回のプレゼンテーション・ヒアリング及び審議は、審議の公平性を確保するために、一日で行うことが提案され、了承された。

(3) 選定評価基準について

- ・原案とおりに承認された。

(4) 公募要項、申請書類様式集について

- ・資料に基づき事務局から公募要項、申請書類様式集について説明がされ、次項「審議」とおり、一部を修正し、修正の確認については委員長に一任された。

■ 審 議

・資料7の「指定管理者選定評価基準」の中では、横浜市救急医療センターは、災害時のことはあまり想定されていないが、災害時の役割等は、もともと、横浜市救急医療センターの担う役割として想定されていないのか。

→（事務局）現在、横浜市で定めている災害対策では、横浜市救急医療センターに特別の役割を定めておりません。

・指定管理者が、事業運営を行い、その事業のチェックやアカウンタビリティについて、応募者が提案できるのか。市民に対しても説明責任があるのではと考える。そういったことを先に選定評価基準に盛り込んで、提案してもらうようなスキームは必要ではないのか。

→（事務局）14号様式等を修正し、事業のチェックやアカウンタビリティについて、応募者が提案できるようにします。

・自己評価についてはどのようなスキーム、どのような方法をとるのか。たとえば、ISOのような代表的なものではなく、毎年どのような基準で自己点検評価をするのか、はっきり市が基準を示し、それについて応募者が具体的提案をするほうがよいのでないか。

→（事務局）14号様式に自己点検等をどのように工夫していくのか、例示として組み込むように修正します。

・指定管理者が、市民に対して情報公開をきちっとすること、それから業務の質の担保をしますという決意を示すような項目を明記すべきではないのか。市民あつての救急医療であるから、市民の声、市民に対して、管理者が主体的にどのような責任体制をとっていくか、総論と各論、総論で書いたことに、各論で具体的に示すように14号様式を修正すべきではないのか。

→（事務局）14号様式を、情報公開に対して、管理者が主体的にどのような責任体制をとっていくか、総論で書いたことに各論で具体的に示せるように修正します。